八丁目一番四との境界線、同都市計画道路の西側端線に相当する線、市道北六条線の北側端線、市道東五丁目北線、同区北七条東四丁目一番五、同丁目八番二十一、同丁目八番二十七及び同丁目八番二十八と同丁目八番十五との境界線、同丁目十五番五十八と同丁目八番十五、同丁目八番二十九及び同丁目八番三十との境界線、同区北七条東四丁目十五番五十八、同丁目十五番六十七、同丁目十五番四十八及び同丁目十五番四十九と同区北六条東四丁目一番二との境界線、同区北七条東三丁目十五番六十六、同丁目十五番十五、同丁目十五番十六、同丁目十五番十七、同丁目十五番十八及び同丁目二番三と同区北六条東三丁目一番一との境界線、市道東三丁目線、一般道道花畔札幌線並びに」に、「道路の中心線（」を「線（都市計画道路」に、「及び一般国道五号線」を「、一般国道五号線、市道北六条線、市道北四・五条東五丁目線、市道北四東五中通線、市道北三条線、市道北三東六中通線及び市道東九丁目南線以外の道路」に、「東側端線」を「中心線」に改める。

第二条の表名古屋駅周辺・伏見・栄地域の項を次のように改める。

名古屋駅周辺・伏見・栄地域	名古屋市東区、西区、中村区、中区及び中川区のうち、市道泉第七号線と市道外堀相生町線との交会点を起点とし、順次同市道、市道外堀町通、市道大津通、一般国道十九号線、市道伊勢町通、市道本重町通、市道錦通、市道江川線、市道上笹島町線、市道堀内町第一号線、市道広井町第二号線、市道名駅第十五号線、市道駅西第四十七号線、市道駅西第一号線、市道牧野第五十三号線、市道駅西第七十二号線、市道牧野第四十六号線、市道牧野第四十三号線、中村区平池町四丁目一番三と同丁目一番二との境界線、同丁目五十一番十と同丁目五十一番八、同丁目十番四及び同丁目六十番五との境界線、同丁目五十一番七と同丁目二百五十二番との境界線、同丁目五十一番六と同丁目二百五十四番との境界線、同区下米野町一丁目五十五番一と同丁目五十五番二との境界線、ささしまライブ二十四土地区画整理事業区画道路十三―二号線、同区画道路九―一号線、市道愛知名駅南線、市道日置下広井線、市道下広井町線、市道江川線、市道三蔵通、一般国道十九号線、市道入江町通、市道伊勢町通、市道若宮大通、市道武平通、市道武平町線並びに市道泉第七号線を経て起点に至る線（道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域

第二条の表備考中「平成二十三年十一月十日」を「次の各号に掲げる地域ごとに、当該各号に定める日」に改め、同表備考に次の二号を加える。

一　横浜都心・臨海地域、川崎殿町・大師河原地域、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域、大阪コスモスクエア駅周辺地域及び福岡都心地域　平成二十三年十一月十日

二　札幌都心地域及び名古屋駅周辺・伏見・栄地域　平成二十五年五月二十四日

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

建築基準法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十七号

建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十条（同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第三十六条、第六十八条の十第一項（同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十六条の七第一項及び第九十七条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「第三十九条第一項」の下に「及び第四項」を加える。

第三十九条の見出し中「の緊結」を削り、同条に次の二項を加える。

3　特定天井（脱落によつて重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。以下同じ。）の構造は、構造耐力上安全なものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

4　特定天井で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものには、腐食、腐朽その他の劣化しにくい材料又は有効なさび止め、防腐その他の劣化防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

第八十一条第一項第三号及び第八十二条の五第七号中「屋根ふき材」の下に「、特定天井」を加える。

第百二十九条の二の四第一号中「並びに第百二十九条の八第一項」を「、第百二十九条の八第一項並びに第百二十九条の十二第一項第六号」に改める。

第百二十九条の四第二項第四号中「国土交通大臣が定めた限界安全率」を「限界安全率」に改め、同条第三項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五　釣合おもりを用いるエレベーターにあつては、地震その他の震動によつて釣合おもりが脱落するおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

六　国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により地震その他の震動に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

第百二十九条の十一を次のように改める。

（適用の除外）

第百二十九条の十一　第百二十九条の七第四号、第百二十九条の八第二項第二号又は前条第三項第一号から第三号までの規定は、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターのうち、それぞれ昇降路、制御器又は安全装置について安全上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものについては、適用しない。

第百二十九条の十二第一項第二号及び第五号中「勾配」を「勾配（こう）」に改め、同項に次の一号を加える。

六　地震その他の震動によつて脱落するおそれがないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとすること。

第百二十九条の十二第二項中「第三項第五号」の下に「から第七号まで」を加える。

第百三十六条の二の十一第二号の表(八)の項中「第三項第五号」を「第三項第七号」に改め、同表(九)の項中「第一項第一号」の下に「及び第六号」を加える。

第百三十七条の二第一号ハ、第二号ロ及び第三号イ中「並びに屋根ふき材」を「、屋根ふき材、特定天井」に改め、「脱落」の下に「並びにエレベーターのかごの落下及びエスカレーターの脱落」を加える。

第百三十九条第三項中「第三十六条の二」の下に「、第三十九条第四項」を加え、同条第四項中「第三十九条まで」を「第三十八条まで、第三十九条第一項及び第二項」に改める。

第百四十条第三項中「第三十六条の二」の下に「、第三十九条第四項」を加え、同条第四項中「第四十一条まで」を「第三十八条まで、第三十九条第一項及び第二項、第四十条、第四十一条」に改める。

第百四十一条第三項中「第三十六条の二」の下に「、第三十九条第四項」を加え、同条第四項中「第三十六条の三から」の下に「第三十八条まで、第三十九条第一項及び第二項、第四十条から」を加える。

第百四十二条第二項中「第三十九条まで」を「第三十八条まで、第三十九条第一項及び第二項」に、「及び第七章の八」を「並びに第七章の八」に改める。